

IAIS「ICS(国際保険資本基準)」に関する コンサルテーションの概要

一般社団法人 日本損害保険協会 国際企画部
(2015年2月作成)

(※)本資料を利用することにより発生するいかなる損害やトラブル等に関して、当協会は一切の責任を負いません。

経緯と今後の予定(2014年12月時点)

- IAISは国際的に活動する保険グループ(Internationally Active Insurance Groups: IAIGs)の監督のための共通枠組み(Common Framework: ComFrame)の一環として、グローバルなリスクベースの保険資本基準(Insurance Capital Standard: ICS)の策定を進めており、2014年12月から2015年2月にかけてコンサルテーションを実施した。
- 本コンサルテーションはICS策定の第一段階と位置付けられており、評価、適格資本リソース、ICS所要資本の決定のための標準手法例および可能性のあるその他の手法を含む、広範な内容の提案について、IAISメンバーおよびステークホルダーの意見が募集された。
- ICSは本コンサルテーション後、更なるコンサルテーションおよびフィールドテスト等による検討・調整を経て、2016年末までの確定が予定されている。ICSを含むComFrame全体は、2019年からの実施が予定されている。
- IAISは別途、システム上重要なグローバルな保険会社(Global Systemically Important Insurers: G-SIIs)に対する監督規制の一部として、上乗せ資本(Higher Loss Absorbency: HLA)要件を掲げており、HLAは2015年末までの策定、2019年からの適用が予定されている。ICSは策定され次第、HLAの土台となる要件としての使用も予定されている。

ICS提案の概要(2014年12月 コンサルテーション文書)

- ICSの開発にあたって以下の10原則が掲げられている。
 - ① ICSは連結グループベースの基準であり、IAIGsとG-SIIsの資本適格性に関するグローバルに比較可能なリスクベースの指標である。
 - ② ICSは保険契約者保護と金融システムの安定化が主な目的である。
 - ③ ICSはG-SIIs向けのHLAの基礎となるものである。
 - ④ ICSはIAIGsがさらされているすべての重要なリスクを反映する。
 - ⑤ ICSは異なる法管轄地域間での結果の比較可能性を目指すことで、グループワイド監督者とホスト監督者によるIAIGsのクロスボーダーな分析に対する信頼性及び監督機関間の相互理解の向上をもたらす。
 - ⑥ ICSはIAIGsおよびG-SIIsによる健全なリスク管理を促進させる。
 - ⑦ ICSは監督機関およびIAIGsによる不適切なプロシクリカルな行為を最小限に抑えることで、慎重かつ健全な行為を促進させる。
 - ⑧ ICSはリスク感応度と簡便さの間の適切なバランスをとる。
 - ⑨ ICSは特に最終的な結果の開示において透明性がある。
 - ⑩ ICS所要資本は適切な目標基準(これは較正の基礎となる)に基づく。

ICS提案の概要(2014年12月 コンサルテーション文書)

- ICS比率は適格資本リソースをICS所要資本で除して算出される。

$$\text{ICS比率} = \frac{\text{適格資本リソース}}{\text{ICS所要資本}}$$

- 適格資本リソース・ICS所要資本の双方について、あらゆる資本、あらゆる負債、あらゆる規制上の資本要件およびあらゆるリソースの間の相互依存性を認識する、トータル・バランスシート・アプローチが採用される。
- ICSにおける標準手法例を策定するための当初の基礎として、資産・負債の評価について市場価値調整ベース手法が使用されるが、一般に認められた会計原則(GAAP)に調整を施す、調整GAAPベース評価手法の検討も示唆されている。

ICS提案の概要(2014年12月 コンサルテーション文書)

- 適格資本リソースは、不利な状況および清算時に、保険契約者保護・金融安定の目的で、事業継続の前提での損失吸収力を提供する(金融商品と他の資本要素の双方の)資本リソースであり、少なくともティア1とティア2に分類される。さらにティア1は算入上限の有無、ティア2は払込済みか否かにより、各々2区分に分類される。
 - ティア1は、財務力に寄与し、事業継続時および清算時に損失を吸収し、またはIAIGsがストレス下にある期間を通じた存続にその他の方法で寄与する、適格金融商品・その他の資本要素で構成される。
 - ティア2は、保険契約者および非劣後債権者に劣後する、清算時に損失を吸収するために利用可能である、といった特定の特性を有する、ティア1以外の適格金融商品・資本要素で構成される。
- リスク測定に関連して、当初の作業用の前提として、計測期間1年でのVaR(99.5%)およびT-VaR(90%)に対してICS所要資本を較正するためのデータ収集が提示されている。
- リスク測定手法として、リスクの種類に応じて、係数ベース手法、ストレス手法、確率モデル手法、構造モデル手法等が示されている。

2014年12月コンサルテーションに対する損保協会の意見

- 損保協会が提出した主な意見は以下のとおり。
 - ICSの基本原則として、①目的に照らし必要な場合を除き、IAIGs(G-SIIs含む※)以外および単体ベースの基準と統合的なものであること、②規制対応が単に規制要件充足にとどまるのではなく、適用される保険会社グループの財務内容の充実および健全なリスク管理を促進し、グループ経営の健全性向上をもたらすものであること、の2点を含めるべきである。
※システム上重要なグローバルな保険会社: Global Systemically Important Insurers
 - 比較可能性は、保険グループ間にわたって資本の健全性を評価し、競争上の公平性を確保するための必要条件である。しかしながら、ICSの追加的な制度として、各国において計算・評価手法が異なる資本基準を設定することが許容されると、将来的に各国基準間の比較可能性が達成されないこととなる恐れが高いため、反対である。
 - 「異常危険準備金」は、一定のトリガー事象により取り崩せ、また、一定のトリガー事象がない場合にも監督の承認により取り崩せ、広範な損失吸収力があると考えられることから、ティア1資本に含めるべきである。
 - 地域や会社によってリスク特性が大きく異なることが想定されるリスク、特に自然災害リスクについては、より適切にリスクを評価するために、監督者による承認過程を通じて比較可能性が担保されることを前提に、部分内部モデルの使用を許容すべきである。

* 損保協会が提出した意見(和英)

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/international/pdf/0009.pdf>